

とこわかワーケーション SDGs プログラム造成業務委託 業務仕様書

1. 委託業務名 とこわかワーケーション SDGs プログラム造成業務委託

2. 契約期間 契約の日から令和5年3月17日（金）まで

3. 業務の目的とこれまでの経緯

働き方改革の推進やリモートワーク環境の飛躍的向上等を受け、従来型のオフィスを離れてリゾート地や地方でテレワークを行う「ワーケーション」に注目が集まっています。

本県では、首都圏、関西圏、中部圏等都市部の企業や個人等をワーケーションに誘致することで、観光需要の掘り起こしや地域課題の解決、将来的な移住促進につなげることを目的として、令和2～3年度に県内事業者が市町等と連携してモデルプランを企画し、ワーケーション受入に必要な環境整備及びモニタリングを行うモデル事業を実施しました。

令和3年度には、三重県がワーケーションの実施先として選ばれるために、ワーケーションに関わる産学官民の関係者による研究会を開催し、その議論を踏まえて令和4年2月に提出された「“とこわか（常若）ワーケーション”への誘いー三重県におけるワーケーション推進に向けた提言ー」を踏まえ、企業等に活用されやすい受入プログラムの開発等に取り組むこととしています（別紙参照）。

本業務は、企業の社員等のビジネス関係者をワーケーション誘致のターゲットとし、SDGsへの貢献や地域課題の解決をめざすプラン等を造成することで、企業や団体が活用しやすいワーケーションを推進し、新たな事業のスタートアップや働き方改革等につなげることを目的とします。

4. 委託業務の内容

（1）ワーキンググループ（仮称）の企画運営

三重県内でワーケーション誘致を希望する地域や団体、事業者、地域人材を募集し、当該年度の事業を推進するための全体ワーキンググループ（仮称）（以下「WG」という。）を設置し、企業のニーズ把握（掘り起こし）やワーケーションプログラムの造成、ブラッシュアップを行うための定期会合を企画運営してください。また、下記（2）のプログラム造成に必要な知識や好事例を学ぶためのセミナーやグループワークを企画実施してください。

- ・定期会合：6回以上
- ・セミナー：2回以上
- ・グループワーク：プログラム造成を行う地域ごとに1回以上

なお、WG のメンバー募集にかかる広報は、当課からも三重県政記者クラブ等への報道資料提供の他、三重県ウェブサイト、当課が所管するメーリングリスト等でも行います。

(2) SDGs ワークーションプログラムの造成

上記 WG のメンバーとともに、専門家を交えながらプログラム造成を希望する地域の強み・弱み分析やターゲット設定等を行い、訴求力のあるプログラムを合計 3 件以上造成してください。

また、造成にあたっては、SDGs への貢献要素または地域課題解決につながる要素を取り入れるとともに、下記の点に留意してください。

- ・ 本県ならではの地域の特性、魅力を活かし、コワーキングスペース等の体験や、地域との交流、ワークーション実践者等との意見交換など、本県でのワークーションの実践に資するものとする。
- ・ 住民や地域ビジネスで活躍する地元人材との交流の機会を設け、参加者が地域の魅力や課題について理解を深め、本県への再訪や継続的な関わり等が期待できる内容とする。
- ・ 滞在期間中に必要な移動手段のサービス提供（実際の販売に向けて実現可能なもの）を含めたプランとし、造成にあたっては価格設定も行うこと。
- ・ その他、ワークーション推進の趣旨に資するよう考慮し、実施してください。

造成したプログラムについては、下記（3）のテストマーケティングを通じたフィードバックによりブラッシュアップを行い、実際の販売につながるようサポートしてください。

(3) テストマーケティングの実施

市場可能性を検証するため、上記（2）で造成したプログラムについて、下記条件によりテストマーケティングの企画立案、実施及び付随する一切の業務を行ってください。

参加者の選定にあたっては、事前に県との協議を行い、承認を得るようにしてください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて適切に対応してください。

なお、テストマーケティング時に、別途、動画撮影クルー等が同行する場合がありますが、当該事業委託における費用負担はありません。

(ア) 開催回数等

プログラム 1 件あたりの参加人数や実施期間は、ターゲットの属性に即して適宜工夫してください。

(イ) 参加者募集

参加者募集にあたっては、後述の対象者への訴求に努めるとともに、メディアリレーションズをはじめ、受託者が有するネットワークや各種広報媒体を活用して幅広い露出を図り、募集だけでなくワークーションの目的地としての三重のイメージ

ップにも資するものとしてください。

また、応募者多数の場合は先着順ではなく、選考により決定することとしてください。

参加者に対しては、①テストマーケティング期間中に実際にリモートワークを行うこと、②詳細な行動記録をとること、③SNS等によるワーケーション実施の様子の発信、④参加レポートの提出等を参加要件とするなど、本県でのワーケーションのPRに資する取り組みを参加条件としてください（詳細は、契約時に協議のうえ決定します。）。

（ウ）対象者（ターゲット）

参加者は原則、リモートワーク環境が整っている企業の社員等から選定を行ってください。なお、企業や団体の場合は、可能な限り意思決定に影響を与えることのできる経営者・管理職クラスの参加に努めてください。

なお、本県が想定するターゲットは下記のとおりです。

- ① SDGs への貢献に寄与する事業の推進や人材育成に力を入れている企業の社員や外国人駐在員等
- ② 地域課題解決につながる起業やイノベーションに関心のある企業等の社員等
- ③ サテライトオフィスに関心のある大都市圏等の企業等の社員等

（エ）参加者の費用負担

参加者家族等同伴者にかかる費用、テストマーケティング行程以外の飲食及び個人的消費にかかる経費は参加者自身の負担とします。

参加者の費用負担のうち、その一部を受託者が実費として徴収し、支払いに充てても構いませんが、事前に県に協議を行い、承認を得るようにしてください。

5. 成果検証及び成果物の提出（事業実施報告書の提出）

上記4.（1）～（3）の取組について、下記のとおり事業の成果分析や課題抽出等を行い、今後の方向性について検討した実績報告書を作成し、令和5年3月17日（金）までに、本事業の過程で作成した資料やデジタルコンテンツとともに、紙媒体1部及び電子媒体（USB 若しくはオンライン送付）1式で提出してください。

上記成果物は、ワード、エクセル、パワーポイント形式等、三重県において二次利用可能な形式で作成してください。著作権、肖像権その他権利に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な処理を行ってください。

なお、報告書は県内他地域の今後の取組の参考とするため、県の広報やインターネットサイト等に使用し、公開する場合があります。

①実施概要（写真添付のこと）

WG 企画運営、プラン造成、テストマーケティング、ブラッシュアップ、商品化

②事業の成果と課題

③今後の方向性提案

6. 留意事項

- ① テストマーケティングにかかる経費（県内集合場所までの往復交通費、コワーキングスペース利用料、宿泊費及び体験料、プログラム行程における移動費、翻訳・通訳にかかる費用等）は経費に計上できます（上記4.（3）（エ）に掲げる参加者の負担費用は除く。）。
- ② 施設整備費等の財産の取得にかかる費用は委託経費に計上できません（消耗品費、リース・レンタル料は除く。）。
- ③ 実施にあたっては、具体的な実施計画等により事前に県と協議してください。
- ④ 実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等必要な安全対策を講じるとともに、感染拡大状況に応じて、実施計画の見直しを適宜行ってください。

7. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約が解除できるものとする。

8. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- （1）受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、受託業務の遂行に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- （2）契約締結権者は、受託者が（1）②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずるものとする。

9. 受託者の留意事項

- （1）受託者は、何人に対しても受託期間中又は委託期間終了後を問わず、業務上知り得た個人情報及び三重県の機密事項を第三者に漏洩してはならない。
- （2）受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- （3）原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、

県の承認を得た場合はこの限りではない。

- (4) 本仕様書に記載されているすべての業務に対し、いかなるケースにおいても、別途費用を請求することはできない。ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行うことができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、県と協議のうえ定めるものとする。

10. 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」記載例

注) 「甲」は県を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正

な手段により行わなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、

日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。